

宮崎県立 3 病院診療材料等調達及び包括管理業務委託企画提案競技実施要領

1 目的

この実施要領は、県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院（以下「県立病院」という。）の診療材料等の調達・管理等の包括的な管理業務を委託し、経費削減と物品管理の効率化を図るため、広く企画提案を募集し、総合的な審査により優先交渉権者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 委託の内容

宮崎県立 3 病院診療材料等調達及び包括管理業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

3 契約上限額

446,700,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

また、委託料は業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

4 委託期間

令和 8 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日まで

5 参加資格要件

- (1) 「物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和 46 年宮崎県告示第 93 号）」第 2 条に規定する入札参加資格を有する者のうち、サービス（役務の提供）に関する業種で、種目が「U-9 その他」である者。ただし、登載されていない者については、本件企画提案書を提出する日までに所定の手続を完了することとし、登載されたことが確認できる書面を提出すること。
- (2) 宮崎県内に本店、支店又は営業所を置く者。（契約締結日までに設置する場合を含む。）
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続きの開始の申し立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていない者。
- (5) この公告の日から優先交渉権者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (6) 県税に未納がないこと。
- (7) 宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 18 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条例第 4 号に規定する暴力団関係者でない者。
- (8) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

- (9) 業務を行うに当たり、次の許可、登録をすべて有している者であること。
- ア 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 24 条に規定する医薬品の卸売販売業の許可
 - イ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 39 条に規定する高度管理医療機器等の販売業の許可
 - ウ 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 4 条に規定する毒物及び劇物の一般販売業の登録
- (10) 一般病床 500 床以上の病院にて、診療材料等調達及び包括管理業務等の受託実績があること。（令和 8 年 6 月末時点において契約継続中であること。）
- (11) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (12) 民事執行法（昭和 54 年法律第 4 号）に基づく差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分の執行を受け、支払が不可能になった者でないこと、又は第三者の債券保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。

6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

7 スケジュール

公告	令和 8 年 7 月 17 日（金）
参加申込書提出期限	令和 8 年 7 月 27 日（月）午後 5 時必着
質問受付締切	
参加資格審査結果通知	令和 8 年 7 月 31 日（金）までに通知・回答
質問回答	
企画提案書提出期限	令和 8 年 8 月 5 日（水）午後 5 時必着
選定結果の通知	令和 8 年 8 月 12 日（水）予定
契約書の締結	令和 8 年 9 月中予定

8 企画提案競技の方法

(1) 参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、以下の書類を提出すること。

【提出書類】

- ・ 参加申込書兼参加資格審査申請書（様式第 1－1 号）
- ・ 参加資格に係る申立書（様式第 1－2 号）
- ・ 会社概要（様式第 1－3 号）
- ・ 商業登記簿謄本（発行日から 3 か月以内のもの）
- ・ 診療材料等調達及び包括管理業務等の受託実績書（様式第 1－4 号）

※ 委託契約書の写しを添付すること。

（契約当事者双方の名称、委託期間及び業務の内容が分かる部分の抜粋で可とする。）

- ・ 本実施要領の 5 (9) の許可証・登録証の写し
- ・ 直近の営業年度の決算書の写し

- ① 提出先 下記 1 2 を参照
- ② 提出期限 令和 8 年 7 月 27 日 (月)
- ③ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便に限る）

持参の場合の受付時間は、午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とし、郵送の場合は提出期限の午後 5 時必着とする。期限までに提出のない場合は、不参加とみなす。

- ④ 参加辞退

参加申込書等の提出後、以降の手續を辞退する場合は、下記 1 2 宛てに辞退届（様式第 2 号）を持参又は郵送すること。

- ⑤ 資格審査結果の通知

令和 8 年 7 月 31 日（金）までに書面で通知する。

(2) 企画提案書の提出

- ① 企画提案書の内容

本実施要領 2 「業務の内容」を参照の上、提案すること。

- ② 提出書類

ア 企画書（10部）

- ・ 提出する企画案は、1 案のみとする。
- ・ 様式は任意とし、A 4 判（一部 A 3 判を折り曲げて可）にページ番号を挿入の上、ファイル（タテ型）に綴じて提出すること。
- ・ 審査基準表（別表）の内容が分かる資料とすること。

イ 財務関係書類（直近 3 期分）

- ・ 決算書類（営業報告書、貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書若しくは損失処理計算書）及び決算書類附属明細書
- ・ 有価証券報告書（作成している場合）

ウ 納税証明書（法人税、消費税、事業税）（直近 1 期分）

エ 委託料見積書（様式第 4 号）

※ 1 年間当たりの額や企画提案に沿った積算が分かるよう別紙(任意様式)を添付すること。

- ③ 提出先 下記 1 2 を参照
- ④ 提出期限 令和 8 年 8 月 5 日（水）午後 5 時必着
- ⑤ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便に限る）

持参の場合の受付時間は、午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とし、郵送の場合は提出期限の午後 5 時必着とする。期限までに提出のない場合は、不参加とみなす。

- ⑥ 留意事項

提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象とし

ない。

(3) 質問等

企画提案競技及び仕様書についての質問は、質問書（様式第3号）を提出すること。なお、企画提案競技に関する説明会は実施しない。

- ① 提出先 下記12を参照
- ② 提出期限 令和8年7月27日（月）午後5時必着
- ③ 提出方法 電子メール（提出確認のため、送信後は担当者へ連絡すること。）
- ④ 問合せの内容及び回答

軽微なものを除き、企画提案競技への参加申込書提出者全てに令和8年7月31日（金）までに電子メールで通知する。（質問者名は公表しない。）

(4) 審査項目

選定委員会において評価する事項及び配点は、審査基準表（別表）のとおりとする。

(5) 選定方法

原則、書面で審査することとし、審査基準表（別表）に基づき、別途定める選定委員会に諮り、優先交渉権者1者を選定する。

なお、選定された者が辞退した場合又は欠格事由があった場合は、次点の者を優先交渉権者とする。

(6) 審査の通知

令和8年8月12日（水）までに、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

(7) 当手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。

- ① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき
- ② 提案書を期限までに提出しないとき
- ③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき
- ④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき
- ⑤ 提案の内容が契約上限額を超えているとき
- ⑥ 選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること
- ⑦ 他の参加者と提案内容又はその意思について相談を行うこと
- ⑧ 他の参加者に対して、提案内容又はその意思について意図的に開示を求めること
- ⑨ ①から⑧までに掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき

(8) (7)に基づき欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

9 契約の方法

- (1) 優先交渉権者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業

務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、優先交渉権者から企画提案に沿った積算が分かるように見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して随意契約を行う。

- (2) 優先交渉権者との協議が整わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約を行う。

10 契約保証金

病院局財務規程（平成18年3月31日病院局企業管理規程第15号）第82条の規定による。

11 その他

- (1) 企画提案に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 委託料の支払い方法は、精算払いとする。
- (3) 提出された企画提案書等は、返却しない。
- (4) 提出された企画提案書等は、優先交渉権者の選定目的以外で、提案者に無断で使用しないものとする。ただし、選定を行うために必要な範囲内においては複製する場合がある。
- (5) 提出された企画提案書等は、宮崎県情報公開条例（平成11年宮崎県条例第36号）に基づく情報公開の対象となる。
- (6) 提案内容に含まれる特許権など、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。
- (7) 企画提案書の記載内容は、契約締結後も責任を持って行うこととする。
- (8) 企画提案及び契約の手続において使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

12 書類提出及び問合せ先

- (1) 住 所 〒880-8501 宮崎市橘通東1丁目9番18号 宮崎県防災庁舎6階
- (2) 担 当 宮崎県病院局経営管理課 財務担当
- (3) 連絡先 TEL：0985-26-7086
FAX：0985-26-7341
Mail：keieikanri-hp@pref.miyazaki.lg.jp